

## 第23期第3回福島海区漁業調整委員会次第

日 時 令和7年12月2日(火) 13:30～  
場 所 福島県水産資源研究所 3階大会議室  
(相馬市光陽一丁目1-14)

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 出席状況報告
- 4 議事録署名人選出
- 5 議 題
  - (1) 議案
    - 議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量の配分について(まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群)(諮問・答申)
    - 議案第2号 ひらめ採捕制限に関する委員会指示について
    - 議案第3号 すくい網漁業に関する委員会指示について
    - 議案第4号 こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示について
  - (2) 報告事項
    - ア 全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の結果について
    - イ 太平洋広域漁業調整委員会太平洋北部会及び太平洋広域漁業調整委員会の結果について
- 6 閉会

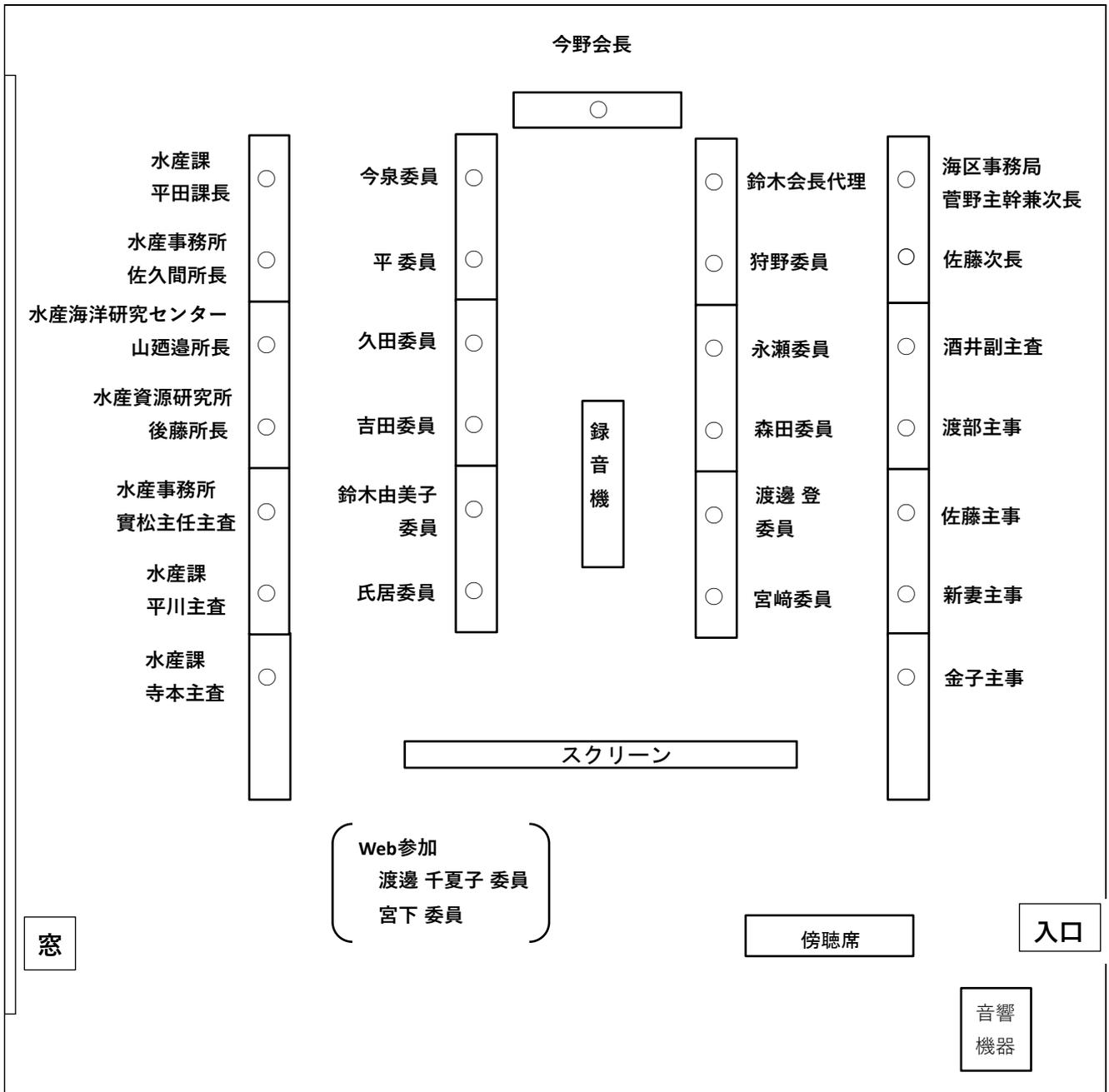
## 第23期第3回福島海区漁業調整委員会 出席者名簿

日 時 令和7年12月2日(火) 13:30～  
場 所 福島県水産資源研究所 3階大会議室

海区漁業調整委員会委員			知事部局・海区事務局職員等		
選任区分・役職	氏名	会場	所属及び職名	氏名	会場
漁業者(会長)	今野 智光	会場	水産課長(併) 海区事務局長	平田 豊彦	会場
学識経験(会長代理)	鈴木 哲二	会場	水産課主査	平川 直人	会場
漁業者	今泉 浩一	会場	水産課主査	寺本 航	会場
漁業者	狩野 一男	会場	水産事務所長	佐久間 徹	会場
漁業者	平 仁一	会場	水産事務所主任主査	實松 敦之	会場
漁業者	永瀬 哲浩	会場	水産海洋研究 センター所長	山廻邊 昭文	会場
漁業者	久田 要一	会場	水産資源研究所長	後藤 勝彌	会場
漁業者	森田 政利	会場	海区委員会事務局 主幹兼次長(総務)	菅野 学	会場
漁業者	吉田 康男	会場	〃 次長(業務)	佐藤 太津真	会場
漁業者	渡邊 登	会場	〃 副主査	酒井 理沙	会場
学識経験	鈴木 由美子	会場	〃 主 事	渡部 もも	会場
学識経験	宮崎 奈穂	会場	〃 主 事	佐藤 琴美	会場
学識経験	渡邊 千夏子	WEB	〃 主 事	新妻 樹	会場
中立	氏居 俊夫	会場	〃 主 事	金子 正子	会場
中立	宮下 朋子	WEB			

第23期第3回福島海区漁業調整委員会 席次

日時 令和7年12月2日(火) 13:30～  
場所 福島県水産資源研究所 3階大会議室



# 議案第1号

特定水産資源の漁獲可能量の配分について（まあじ、まいわし太平洋系群  
及びかたくちいわし太平洋系群）



7生流第3188号  
令和7年11月13日

福島海区漁業調整委員会長 様

福島県知事



特定水産資源の漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、別紙のとおり定めたいので、同条第2項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 酒井 電話 024-521-7379）

(別紙)

- 1 概 要：特定水産資源のうち、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群について、国から県に対し、漁獲可能量の配分が見込まれるため、福島県資源管理方針（以下、「資源管理方針」という。）に即して、令和7管理年度の知事管理分の漁獲可能量を設定するもの。
- 2 根拠法令等：漁業法第16条第1項（知事管理漁獲可能量の設定）
- 3 策定必要性：特定水産資源である「まあじ」、「まいわし太平洋系群」及び「かたくちいわし太平洋系群」の令和8管理年度（令和8年1月1日～令和8年12月31日）の当初配分数量については、同法第15条第1項第2号に基づき農林水産大臣が定めるが、知事は、その範囲内において、資源管理方針に則して知事管理漁獲可能量を定める必要があるため。
- 4 策定の内容：農林水産大臣からの配分について、資源管理方針に定める漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準に即して、以下のとおり定める。

特定水産資源	内 容
まあじ	本県に配分された都道府県別漁獲可能量（現行水準）の全量を福島県まあじ漁業に配分する。
まいわし太平洋系群	本県に配分された都道府県別漁獲可能量（現行水準）の全量を福島県まいわし太平洋系群漁業に配分する。
かたくちいわし太平洋系群	本県に配分された都道府県別漁獲可能量（107,000トンの内数）の全量を福島県かたくちいわし太平洋系群漁業に配分する。

- 5 諮問予定：令和7年12月2日開催  
第23期第3回福島海区漁業調整委員会で諮問

(経過・予定等)

- |                     |                              |
|---------------------|------------------------------|
| 令和7年10月27日          | 農林水産大臣から漁業法第15条第4項に基づく意見照会   |
| 令和7年11月7日           | 農林水産大臣から都道府県別漁獲可能量の当初配分通知    |
| 令和7年11月下旬<br>～12月上旬 | 都道府県別漁獲可能量の公表（官報掲載）          |
| 令和7年12月2日           | 第23期第3回福島海区漁業調整委員会諮問・答申      |
| 令和7年12月中旬           | 農林水産大臣へ知事管理漁獲可能量の承認申請・承認通知   |
| 令和7年12月末まで          | 知事管理漁獲可能量の公表（県報掲載、水産課ホームページ） |

福島県告示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定により、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和 8 管理年度（令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日まで）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和 7 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

一 まあじ

知事管理区分 福島県まあじ漁業

配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量（現行水準）の全量

二 まいわし太平洋系群

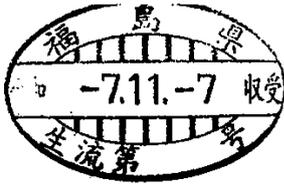
知事管理区分 福島県まいわし太平洋系群漁業

配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量（現行水準）の全量

三 かたくちいわし太平洋系群

知事管理区分 福島県かたくちいわし太平洋系群漁業

配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量（107,000 トンの内数）の全量



7水管第1960号  
令和7年11月7日

福島県知事 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

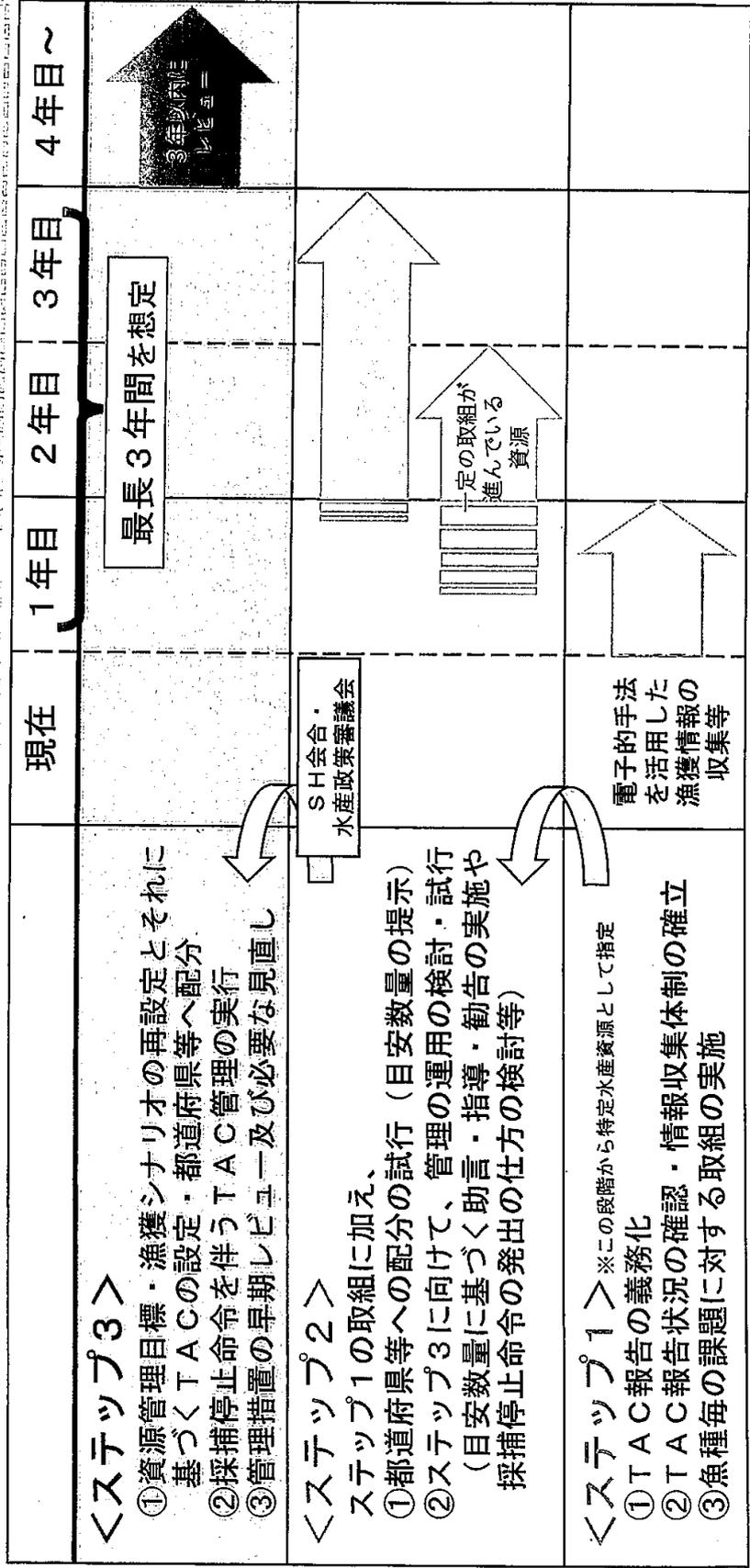
(表) 令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量 (トン)	基本シェア (%)	現行水準の場合の目安数量 (トン)
さんま		0.00%	
まあじ	現行水準	0.01%	50トン未満
まいわし太平洋系群	現行水準	0.00%	100トン未満
まいわし対馬暖流系群			
かたくちいわし対馬暖流系群			
うるめいわし対馬暖流系群			
かたくちいわし太平洋系群	107,000 トンの内数	—	
まだい日本海西部・東シナ海系群			

# TAC管理のステップアップの考え方

(参考資料)

- 新たなTAC魚種については、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次発展させていく「ステップアップ管理」を導入。
- 「ステップアップ管理」の考え方及びスケジュールは「資源管理基本方針」に規定し、具体的には以下の3つのステップに分けて、通常のTAC管理導入に向けたプロセスを確実に実施。
- ステップ2までの間に課題解決の取組等に十分な進展を得ることとし、ステップ3へ移行する前には、ステークホルダー（SH）会合を開催してステップ2までにおける取組状況等について意見交換を実施。  
(ステップ1・2で最長3年間の想定)



## ステップアップ管理の具体的内容

	ステップ1	ステップ2	ステップ3
資源管理の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁業法第12条第1項第1号に基づく目標（漁業の実態等を踏まえた目標（P・G・Y）も含む）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでに得られた情報を基に更新した資源評価に基づき設定</li> </ul>
漁獲シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源管理の目標を達成する漁獲シナリオを選択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな資源管理の目標に基づき漁獲シナリオを選択</li> </ul>
TACの設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁獲シナリオから導かれるA・B・Cの範囲内で設定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>左に同じ</li> </ul>
TACの配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>実質的に国一括の管理とし、具体的な配分数量は設定しない</li> <li>ただし、都道府県に対し、今後、具体的な管理を行うために参考となる数量を提示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県等への配分の試行を実施（自主的な資源管理の取組内容を含む漁業の実態や資源の特性に応じた配分ルール等の検討を含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配分ルールに基づき、都道府県等へ配分（漁獲量上位8割に含まれる場合は数量明示、それ以外は現行水準とする）</li> </ul>
漁獲が積み上がった場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第33条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととする ※</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第33条に基づき「採捕停止命令」は行わないこととする。ただし、「採捕停止命令」の発出の仕方を検討 ※</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ステップ2までの結果を踏まえ、法第32条及び第33条に基づく「助言・指導・勧告、採捕停止命令」を実施</li> </ul>
自主的な資源管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>従前から行われている自主的な取組を引き続き実施しつつ、利用可能な科学的知見を基に、その効果を検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従前から行われている自主的な取組を引き続き実施しつつ、利用可能な科学的知見を基に、その効果を検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主的な資源管理の効果の検証を踏まえ、管理の工夫に反映</li> </ul>
魚種毎の課題に対する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源の特性や漁業の実態を踏まえ、関係者間で、通常のTAC管理導入に当たっての課題を整理し、ステップ2までの間に十分な進展を得ることとする</li> <li>ステップ3へ移行する前にS・H組合を開催して、ステップ2までにおける取組状況等について意見交換</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>導入された運用等により課題解決が図れているかを検証</li> <li>必要に応じ運用の改良等を検討</li> </ul>

※ 漁獲実績を積み上げるために明らかに増やしている等、TAC管理の趣旨に逆行するような操業が見られる場合には、ステップアップ管理の取組を適切に進める上で必要な助言・指導等を行うものとする。

## ひらめ採捕制限に関する委員会指示について

福島海区漁業調整委員会指示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、ひらめの保護増殖を図るため、ひらめの採捕等について、次のとおり指示する。

令和7年 月 日

福島海区漁業調整委員会

会長 今野 智光

### 一 指示の内容

- 1 福島県海面において、全長30センチメートル未満のひらめは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。
- 2 漁業を営む者又は水産動植物の販売若しくは加工を業とする者は、1の規定に違反して採捕されたひらめ又はその製品を所持し、販売し、又は加工してはならない。

### 二 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和8年1月1日から同年12月31日までとする。

## ひらめ採捕制限 委員会指示発動の背景と経緯

初発動年：平成5年

対象漁業：全漁業種、遊漁

対象海域：県内全域

### 【指示発動までの経過】

- ・昭和57年度からヒラメ人工種苗の放流試験を開始。  
昭和62年度以降は、10万尾以上の大規模放流試験を実施。
- ・人工種苗放流による経済効果が明らかになると共に、より経済効果を高めるためには、小型魚の保護が必要であることがわかった。
- ・県は、この結果を漁業者関係者へ説明し、協議を重ねた結果、ヒラメ栽培漁業の事業化と小型魚保護による資源管理の機運が高まり、平成4年に開催された「第42回福島県漁業協同組合大会」において「ヒラメ栽培漁業事業化」が決議。
- ・同年「福島県ヒラメ栽培漁業事業化推進委員会」を県漁連に設立するとともに、「ヒラメ監視委員会」を設置し、栽培漁業と資源管理の実施体制が整備された。
- ・平成4年12月25日に開催された第15期第1回海区委員会において、ヒラメの資源管理を支援するため、全長30cm規制の委員会指示を発動することが決議。

### 【指示の概要】

- 全長30cm未満ひらめの採捕禁止（試験研究のための採捕を除外）
- 上記に違反して採捕されたひらめ・その製品の所持、販売、加工禁止

### 【ヒラメの栽培漁業と資源管理等の経過】

平成5年：ひらめの全長30cm規制による資源管理開始。

栽培事業運営基金の造成、漁業者負担金の徴収を開始。

平成8年：ヒラメ栽培漁業振興施設が稼働、100万尾の種苗生産開始、以降、毎年100万尾の人工種苗放流を継続。

平成23年：東日本大震災によりヒラメ栽培漁業振興施設が全壊。

平成24年：国及び県の支援を受けて、社団法人新潟県水産振興協会の施設を借り、ヒラメの種苗生産を再開し、平成24年度～28年度まで全長6cmの種苗10万尾を相双海域に放流してきた。平成29年度からはいわき海域、平成30年度には双葉海域での放流を再開し、全長6cmの種苗5.5万尾を相双海域に、1.5万尾を双葉海域に、3万尾をいわき海域に放流した。

平成28年：ヒラメの出荷制限等指示の解除。試験操業の対象種に追加。

全長50cm以上の大型魚に限定して水揚げ。

平成30年：福島県水産資源研究所が開所。

令和元年：人工種苗100万尾の放流を再開。

令和3年：試験操業終了に伴い、全長50cmの自主サイズ規制の見直し協議。

(相双地区全長50cm、いわき地区7/1より全長40cm)

【福島県のヒラメ水揚げ状況】

- 1 平成5年の全長30cm規制、平成8年の栽培漁業事業化により、平成7年以降は安定した漁獲量となった。
- 2 原発事故後は出荷制限指示等が出され、漁獲ができない期間があったが、平成28年に出荷制限指示が解除され、同年8月から試験操業の対象種となった。

令和6年は漁獲量678トン、漁獲金額6.8億円、平均単価1,004円/kgであった。

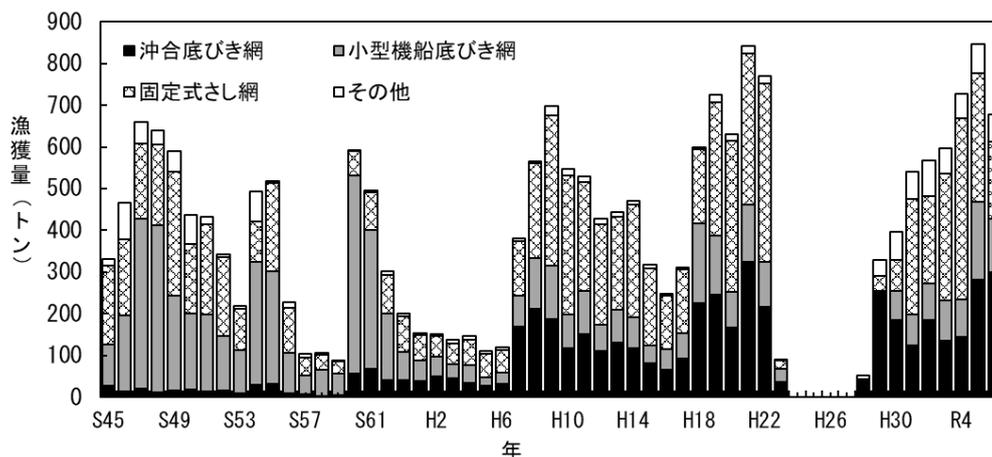


図1 ヒラメ漁獲量の推移

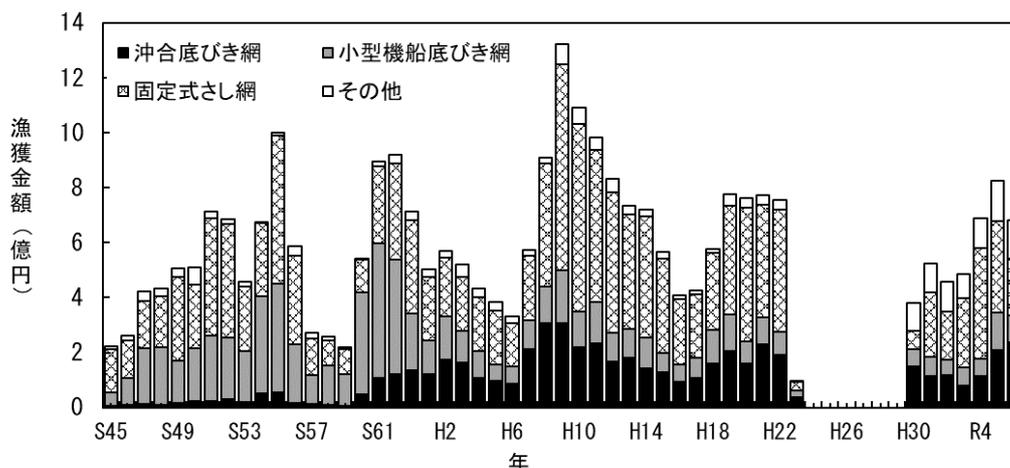


図2 ヒラメ漁獲金額の推移

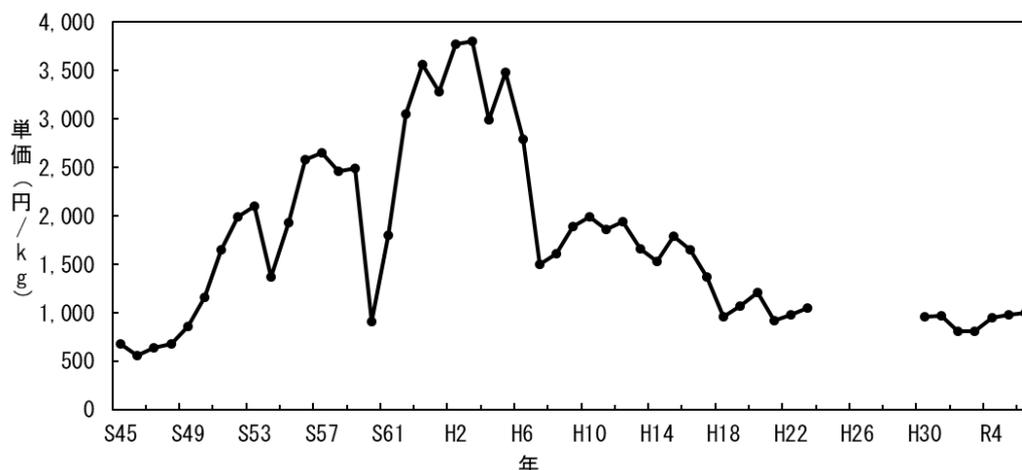


図3 ヒラメ平均単価の推移

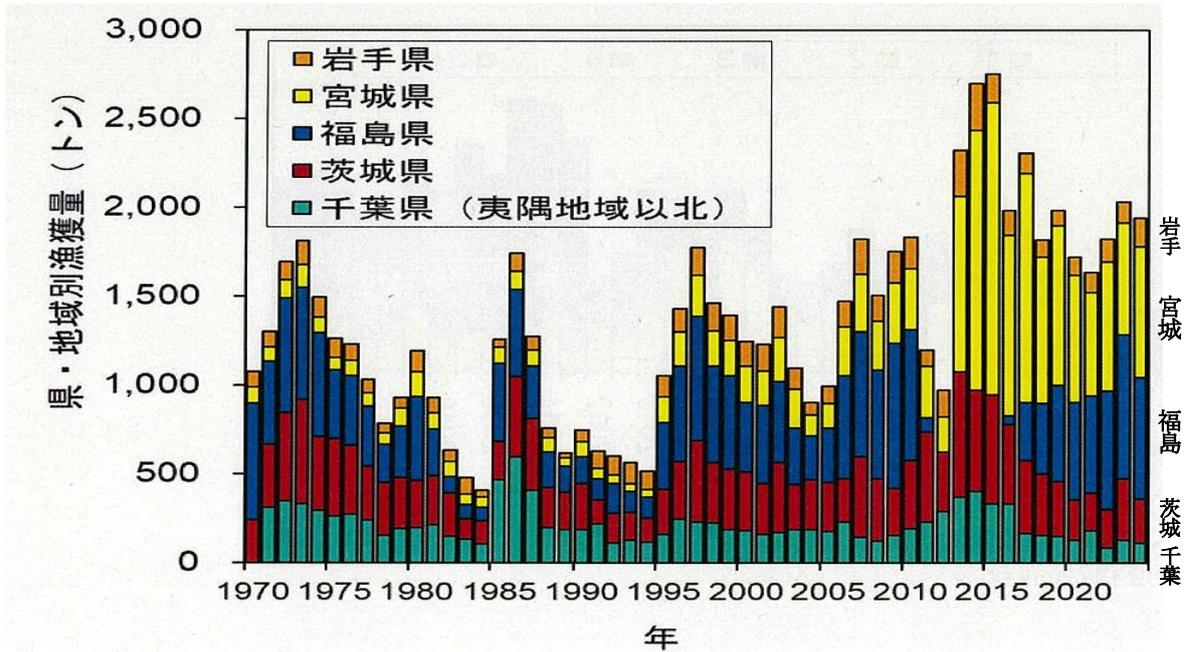


図1 県別ヒラメ漁獲量の推移(～2024年)  
2024年漁獲量：宮城県(737トン)、茨城県(248トン)

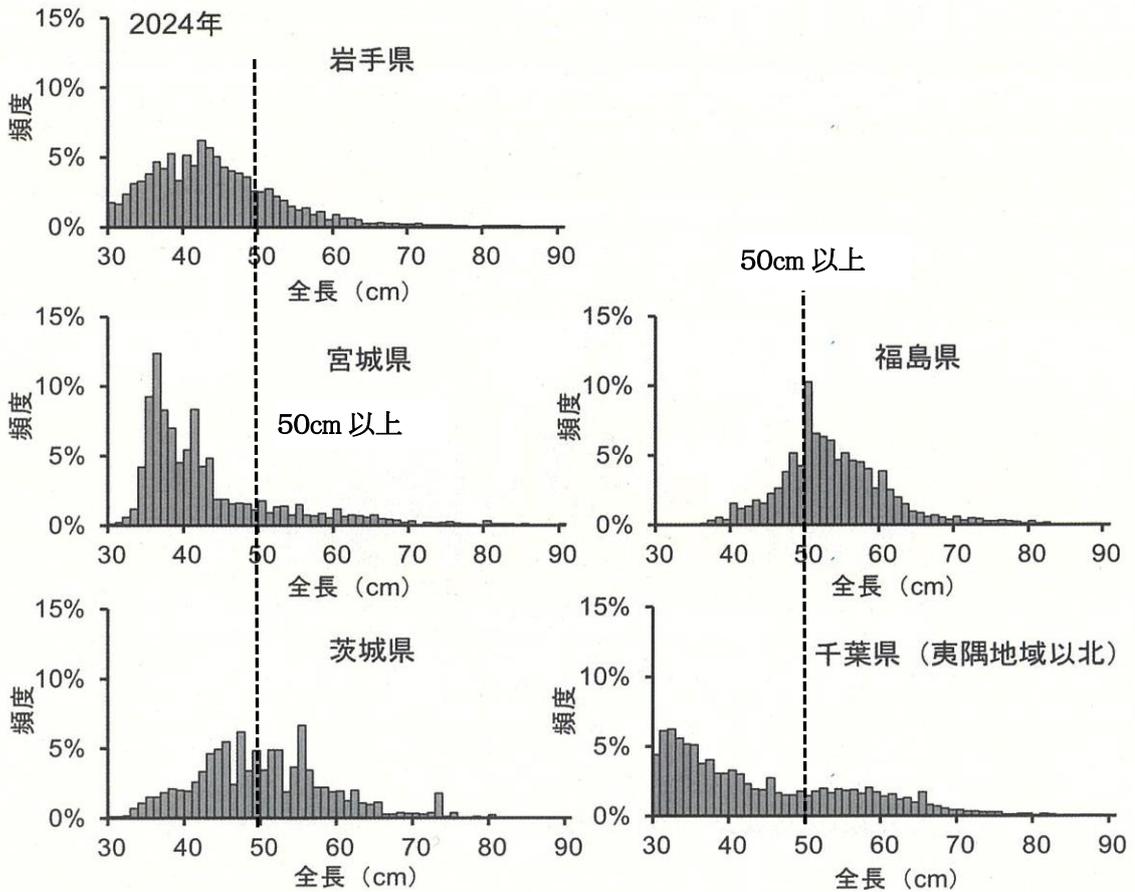
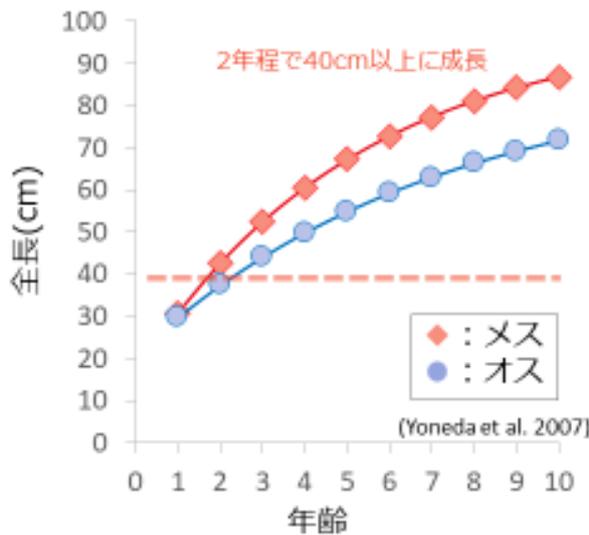


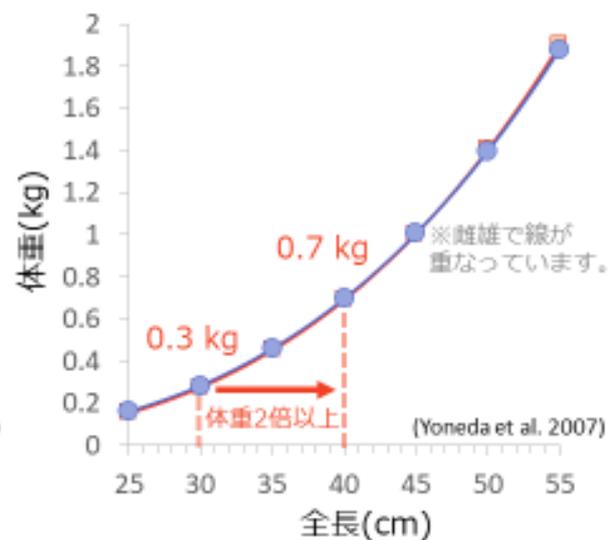
図2 各県のヒラメ漁獲物全長組成(2024年)

# 1. ヒラメの年齢と成長

(1) 年齢と成長

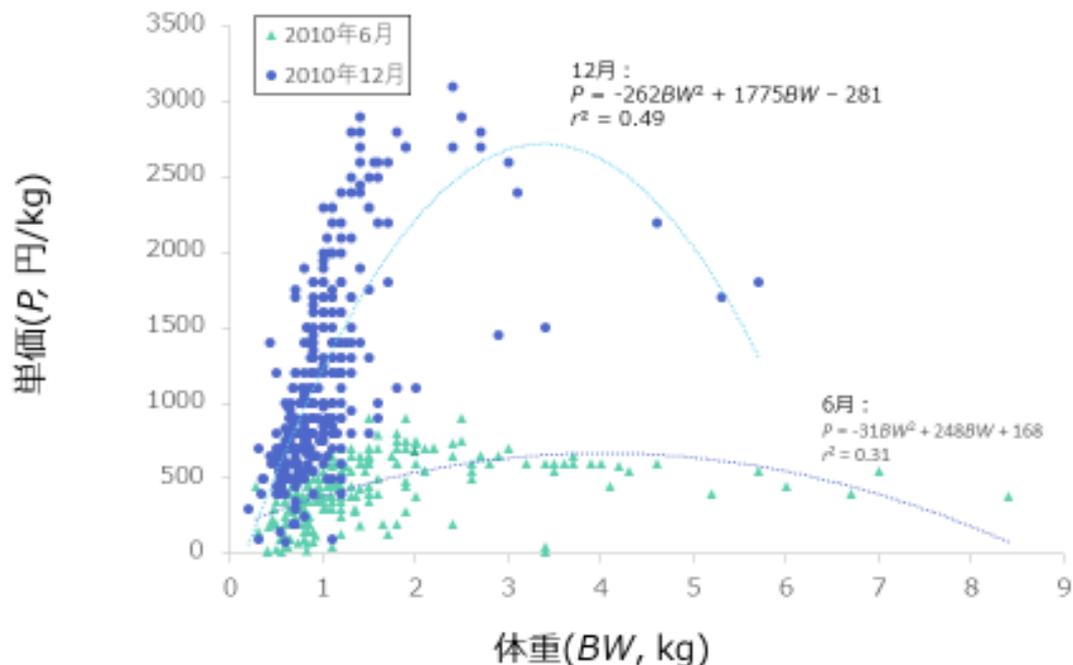


(2) 全長と体重



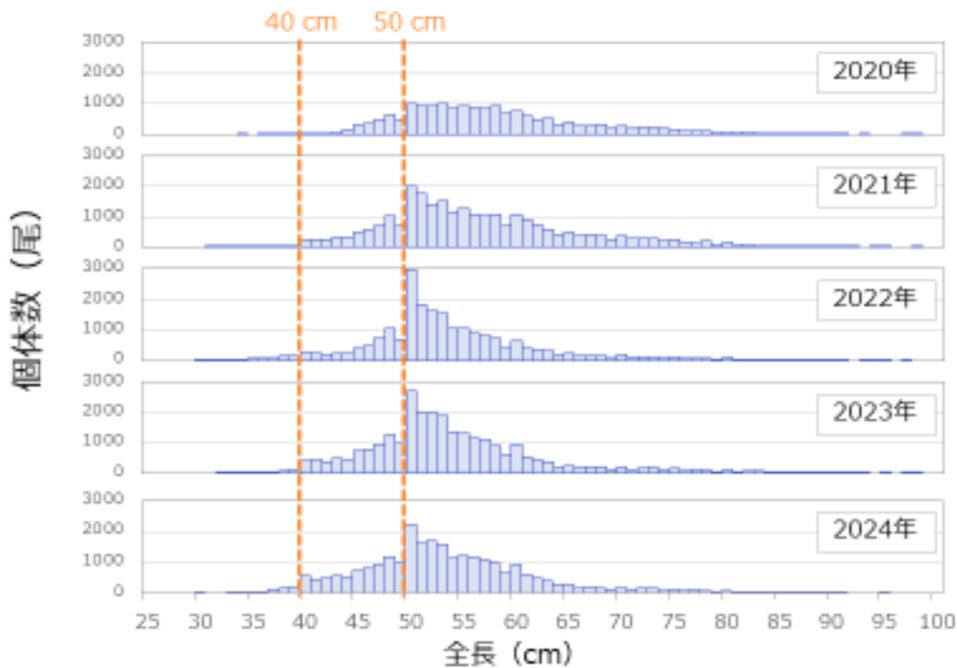
ヒラメは大きく成長する魚  
→資源管理は**小型個体の保護**が有効  
(太平洋北ブロック資源管理型漁業推進協議会, 1994)

# 2. ヒラメ体重と単価の関係



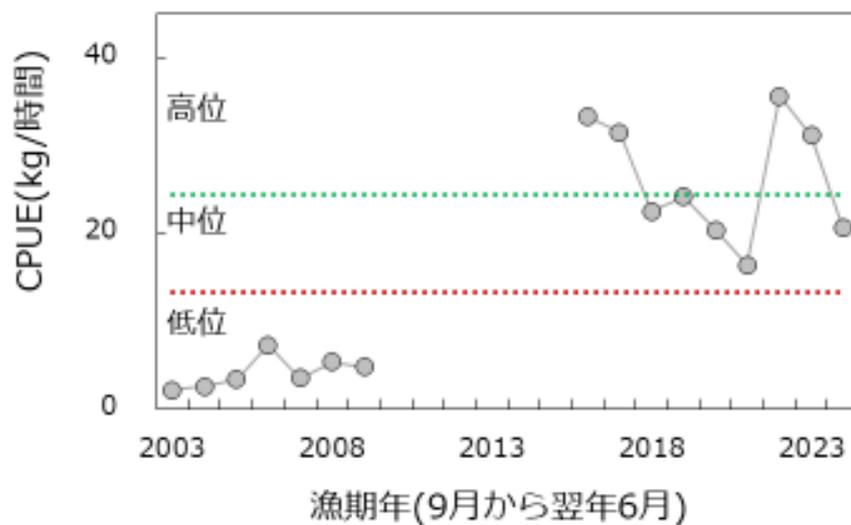
小型個体(1kg未満)の単価は安価

### 3. 福島県主要市場ヒラメ調査結果



震災後のヒラメ漁業は自主規制（全長制限）実施  
→小型個体を保護し、大型個体を漁獲

### 4. ヒラメ資源量指標値の推移 (底曳網漁業CPUE)



震災以降、適切な漁業管理（小型個体保護等）を実施  
→ヒラメCPUEは高い水準を維持

すくい網漁業に関する委員会指示について

福島海区漁業調整委員会指示第 号

福島県の地先海面におけるすくい網漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和 年 月 日

福島海区漁業調整委員会  
会長 今野 智光

一 操業の承認

おきあみ又はいかなごを対象としたすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、自家用釣餌料を採捕することを目的とするたすくい網漁業のためだけに使用する船舶については、この限りでない。

二 承認の対象漁船

すくい網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数15トン未満とする。

三 操業期間

操業期間は、おきあみを対象として操業する場合は令和8年3月1日から同年5月31日まで、いかなごを対象として操業する場合は同年3月1日から同月31日までとする。

四 制限又は条件

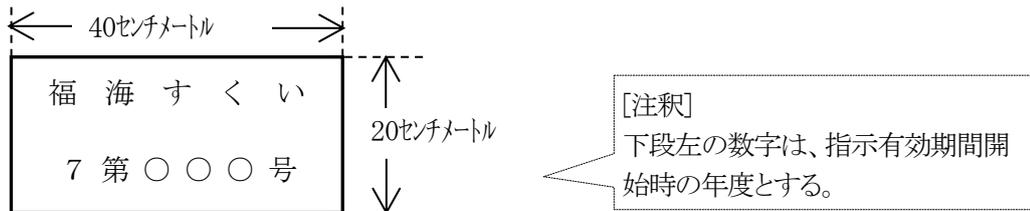
1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

- (1) おきあみを対象とする場合は、宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、いわき市塩屋埼灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海域を除く福島県の海域。
- (2) いかなごを対象とする場合は、(1)の海域及び最大高潮時における富岡川河口中央から正東の線以南の福島県の海域（県外船舶にあつては、(1)の海域及び最大高潮時における新田川河口中央から正東の線以南の福島県の海域）。

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後1月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和8年3月1日から令和9年2月28日までとする。

## すくい網漁業 委員会指示発動の背景と経緯

初発動年：昭和 54 年

対象魚種：オキアミ、イカナゴ（コウナゴ・メロウド）

承認海域：本県海域の沖合（オキアミ）、相双海域の沖合（イカナゴ）

### 【指示発動の経過】

〈11- 8 委員会：S53. 4. 28〉

- ・昭和 52 年春、昭和 53 年春に本県沖にオキアミ漁場が形成。おきあみひき網漁業の知事許可移行のための取扱方針が県から提案されたが、小委員会で検討することに決定。

〈11- 9 委員会：S53. 7. 29〉

- ・おきあみひき網漁業の許可取扱い方針に関する各組合の意見を小委員会から報告。漁場が競合するおきあみすくい網漁業の取扱を事務局から提案するも、継続審議。

〈11-11 委員会：S53. 11. 10〉

- ・おきあみひき網漁業の許可取扱い方針を委員会で承認。
- ・おきあみすくい網漁業の取扱いについて協議し、イカナゴもすくい網で漁獲されるので、魚種を特定しないすくい網漁業の委員会指示にすることに決定。

〈11-12 委員会：S54. 1. 22〉 及び 〈11-13 委員会：S54. 3. 19〉

- ・対象船舶、魚種別操業期間、操業海域等を協議し、第 11 期第 13 回委員会で指示発動決定。

### 【指示発動の理由】

- ・自由漁業のままでは、漁業秩序が維持できない。
- ・仙台湾入会協議の進捗が期待できる。

### 【指示内容の推移】

開催年月	対象船舶	操業期間	操業海域等
S54. 3	15 トン未満	イカゴ：4/1～5/31 オキアミ：4/1～5/31	⇒ 小底禁止線以深+原町無線塔以北 ⇒ 小底禁止線以深
S54. 12		イカゴ：2/1～5/31 オキアミ：2/1～5/31	
S55. 12	20 トン未満：県内 15 トン未満：県外	イカゴ：2/1～3/31	
S56. 12		イカゴ： ⇒	小底禁止線以深+新田川河口以北
S58. 10		イカゴ：2/1～3/31 県外船⇒ 1/1～12/31 県内船⇒	小底禁止線以深+新田川河口以北 小底禁止線以深+富岡川河口以北
S60. 1		イカゴ：2/1～12/31 県内船	
H 2. 1		イカゴ：3/1～3/31 オキアミ：3/1～5/31	※メロウド紛争による宮城船の操業期間短縮（=水産庁指導）による
H 6. 1	15 トン未満：全て		

### 【宮城県船の承認状況】

年次	S54～55	S56	57～H2	3～4	5～7	8	9	10～22	23	H24～R7
枠数	16	26	26	26	26	26	26	26	26	26
承認	0	24	26	25	23	0	5	9	9	0

### 【操業実績】

- ・宮城県船の本県海域での操業実績の報告はないが、S56 に無承認船を含む 86 隻が本県におきあみ 2,589 トン（16,550 万円）を水揚げした記録がある。
- ・県内船では請戸漁協所属船 3 隻（S58）の操業実績があったが、定着までには至らず。

### 【指示の継続理由】

- ・宮城、岩手両県では知事許可漁業であり、本県海域において自由漁業とする理由はない。
- ・漁業秩序の維持のためには承認漁業の継続が必要。
- ・宮城県内の本漁業の許可数は、当時 370 隻、H25 は 65 隻。R3 制限措置公示 38 隻。

### 【承認枠（案）】

- ・本県船 枠を設けず（従来同様）
- ・県外船 宮城県に 26 隻（従来同様）

こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示について

福島海区漁業調整委員会指示第 号

福島県の地先海面におけるこうなご電気棒受網漁業について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和 年 月 日

福島海区漁業調整委員会  
会長 今野 智光

一 操業の承認

こうなご電気棒受網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

二 承認の対象漁船

こうなご電気棒受網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数15トン未満とする。

三 操業期間

操業期間は、令和8年4月1日から同月30日までとする。

四 制限又は条件

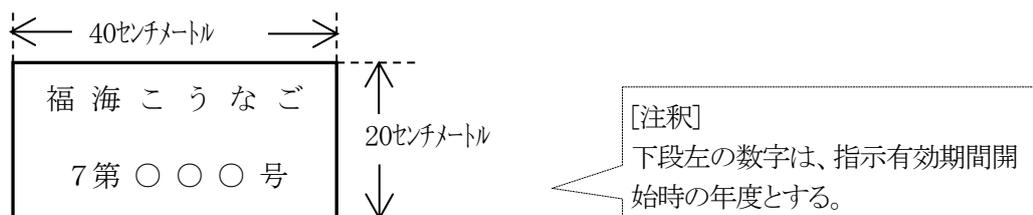
1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

夏井川磐城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域(県外船舶にあつては、夏井川磐城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域及び宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、いわき市塩屋埼灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海域を除く福島県の海域)。

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後1月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和8年3月1日から令和9年2月28日までとする。

## こうなご電気棒受網漁業 委員会指示発動の背景と経緯

初発動年：昭和 54 年

対象魚種：コウナゴ（イカナゴの稚魚）

承認海域：夏井川以北の沖合海域

### 【指示発動までの経過】

- ・本漁業は、宮城県以北の小型船（5 トン未満）により昭和 30 年代から営まれてきた。
- ・昭和 53 年 1 月に岩手県行政から、いかつり船の操業不振対策として本県海域でのこうなご電気棒受網の試験操業（5～15 トン型：25 隻）の申し入れがなされた。
- ・11-7 委員会（S53. 3. 23）で岩手県船の入会（S53）を認めたが、協定違反で入漁船を追い返すトラブル等が発生した。
- ・岩手県から翌年（S54）の入会要望があり、11-11 委員会（S53. 11. 10）、11-12 委員会（S54. 1. 22）で対応を審議し、11-13 委員会（S54. 3. 19）で委員会指示発動が決定された。

### 【指示発動の理由】

- ・本漁業は、岩手・宮城両県では、通称「ランプ網」と呼ばれる知事許可漁業の「火光利用敷網漁業」として、極めて重要な漁業であることから、本県においても海区承認漁業にすることで、仙台湾の漁業秩序の維持や相互入会に向けた調整が進むことを期待するもの。

### 【指示内容等の推移】

開催年月	対象船舶	操業期間	操業海域等
S54. 3	15 トン未満	4/ 1～5/31	夏井川以北＋小底夜間操業禁止線以深
S55. 2		3/15～5/31	夏井川以北＋小底操業禁止線以深
S56. 1	15 トン未満：県外 20 トン未満：県内		
S59. 2			県外船：夏井川以北＋小底禁止線以深 県内7～20トン未満船：夏井川以北＋小底禁止線以深 県内 7トン未満船：夏井川以北
S62. 1			県外船⇒夏井川以北＋小底操業禁止線以深 県内船⇒夏井川以北
H 2. 1		4/ 1～4/30	
H 6. 1	15 トン未満：県内 〃：県外		

### 【岩手県船の承認状況】

年	S54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H 元	2	3	4～9	10～12	13	H14～R7
枠数	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	8	8	2	2	2	2
承認	18	18	18	14	18	16	17	11	15	8	8	6	0	0	1	2	0

### 【承認・操業実績】

- ・岩手県からの申請は平成に入ってから低調で平成 14 年以降は皆無となっている。
  - ・宮城県内の本漁業（火光利用敷網）の許可数は 127 隻（H25）。当初より宮城県船の承認枠は設定していないが、無承認での操業が行われる年が多い。
- なお、過去に宮城県に申請を促して全隻承認を求められ、対応手段がなく今に至っている。

### 【指示継続の理由】

- ・岩手県、宮城県ではイカナゴを対象とした知事許可漁業であり、本県海域において自由漁業とする理由はない。

### 【承認枠（案）】

- ・本県船 枠を設けず（従来同様）
- ・県外船 岩手県に 2 隻（平成 4 年以降と同様）

全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の結果について

全国海区漁業調整委員会連合会第60回東日本ブロック会議 次第

令和7年10月20日(月)午後2時30分から  
三重県津市羽所町700  
ホテルグリーンパーク津 6階 葵・橘・藤・萩

1 開 会

2 挨拶

- (1) 三重海区漁業調整委員会 会 長 矢 田 和 夫  
(2) 全国海区漁業調整委員会連合会 副 会 長 松 本 光 明  
(3) 来賓あいさつ  
水産庁資源管理部管理調整課 課長補佐 土 方 教 義  
三重県農林水産部 部 長 枡 屋 典 子

3 議長選出

4 議事録署名人選出

5 報告事項 . . . . . 資料1  
令和7年度総会決議事項の要望活動結果について

6 議 事 . . . . . 資料2

【第1号議案】

令和8年度総会に向けた要望事項について

【第2号議案】

次年度開催海区について

【その他】

ブロック内照会事項について

7 講 演 . . . . . 資料3

題 目 海区漁業調整委員会の権限と役割

講 師 水産庁資源管理部管理調整課 課長補佐 土 方 教 義

8 閉 会

令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会 第60回東日本ブロック会議 出席者名簿

都道 県名	所属	職名	氏名 (敬称略)	10/20(月)		10/21(火)
				会議	情報 交換会	視察
水産庁	水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室沿岸調整班	課長補佐	土方 教義	○	A	○
	水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室沿岸調整班	免許調整係長	久我 颯大	○	A	○
全漁調連 (山口県)	全国海区漁業調整委員会連合会事務局	事務局長	魚津 勝	○	E	○
	全国海区漁業調整委員会連合会事務局	書記	枝廣 直樹	○	E	○
	全国海区漁業調整委員会連合会事務局	書記	大谷 拓也	○	E	○
北海道	北海道連合海区漁業調整委員会	会長	工藤 幸博	○	B	
	北海道連合海区漁業調整委員会	委員	石田 和夫	○	B	
	北海道連合海区漁業調整委員会事務局	事務局長	池田 聖治	○	E	
	北海道連合海区漁業調整委員会事務局	主事	西田 至	○	H	○
	北海道留萌海区漁業調整委員会事務局	主任	大川 梓	○	G	
	北海道日高海区漁業調整委員会	副会長	坂本 好則	○	C	○
	北海道日高海区漁業調整委員会事務局	事務局長	佐々木 真琴	○	F	○
青森県	青森県東部海区漁業調整委員会	会長	松本 光明	○	A	○
	青森県東部海区漁業調整委員会	委員	宮野 昭一	○	B	○
	青森県東部海区漁業調整委員会事務局	技師	傳法 利行	○	H	○
岩手県	岩手海区漁業調整委員会	会長	亙理 榮好	○	B	
	岩手海区漁業調整委員会事務局	事務局次長	大野 宣和	○	F	
宮城県	宮城海区漁業調整委員会	会長	尾定 誠	○	C	○
	宮城海区漁業調整委員会事務局	技師	菊田 拓実	○	H	○
福島県	福島海区漁業調整委員会	会長	今野 智光	○	C	○
	福島海区漁業調整委員会事務局	事務局長	平田 豊彦	○	E	○
茨城県	茨城海区漁業調整委員会	会長	清水 信宏	○	C	○
	茨城海区漁業調整委員会事務局	事務局長	須能 紀之	○	E	○
千葉県	千葉海区漁業調整委員会	会長	石井 春人	○	C	
	千葉海区漁業調整委員会事務局	副主査	高山 雄彦	○	G	
東京都	東京海区漁業調整委員会	会長	馬場 治	○	D	
	東京海区漁業調整委員会事務局	事務局長	龍 岳比呂	○	F	○
	東京海区漁業調整委員会事務局	主任	依光 恭子	○	G	○
神奈川県	神奈川海区漁業調整委員会	会長	櫻本 和美	○	D	○
	神奈川海区漁業調整委員会	副会長	宮川 均	○	D	○
	神奈川海区漁業調整委員会事務局	事務局長代理	広瀬 茂	○	F	○
静岡県	静岡海区漁業調整委員会	会長	高田 充朗	○	D	○
	静岡海区漁業調整委員会事務局	主幹	津久井 剛	○	G	○
愛知県	愛知海区漁業調整委員会	会長	山下 三千男	○	D	○
	愛知海区漁業調整委員会事務局	書記長	長井 猛	○	F	
	愛知海区漁業調整委員会事務局	主査	黒田 拓男	○	G	○

都道 県名	所属	職名	氏名 (敬称略)	10/20(月)		10/21(火)
				会議	情報 交換会	視察
三重県	三重海区漁業調整委員会	会 長	矢田 和夫	○	A	○
	三重海区漁業調整委員会	委 員	浅井 利一	○		○
	三重海区漁業調整委員会	委 員	小川 和久	○		
	三重海区漁業調整委員会	委 員	濱田 浩孝	○		
	三重海区漁業調整委員会	委 員	濱中 一茂	○		
	三重海区漁業調整委員会	委 員	木下 和行	○	B	
	三重海区漁業調整委員会	委 員	辻本 寛一	○		
	三重海区漁業調整委員会	委 員	濱口 利貴	○	B	
	三重海区漁業調整委員会	委 員	松田 浩一	○	C	○
	三重海区漁業調整委員会	委 員	倉島 彰	○	D	
	三重海区漁業調整委員会	委 員	奥村 卓二	○		
	三重海区漁業調整委員会	委 員	木村 那津子	○	D	○
	三重海区漁業調整委員会	委 員	中川 かおり	○		
	三重県農林水産部	次 長	伊藤 徹	○	A	
	三重県農林水産部水産資源管理課	課 長	館 洋	○	A	
	三重県農林水産部水産資源管理課	主 査	林 茂幸	○		
	三重県農林水産部水産資源管理課	主 任	稲葉 駿	○		
	三重海区漁業調整委員会事務局	事 務 局 長	小林 智彦	○	H	○
	三重海区漁業調整委員会事務局	主 幹	中西 健五	○	H	○
	三重海区漁業調整委員会事務局	主 査	葛西 学	○	H	○
三重海区漁業調整委員会事務局	行政事務支援員	大森 敬子	○	H	○	
			計	57	48	34

## 会議結果の概要

### ○報告事項

令和8年度要望活動の結果について

全漁調連事務局（山口海区 魚津事務局長、枝廣書記、大谷書記）より、活動結果、国からの回答について報告があった。

### ○第1号議案

令和8年度要望事項について

ブロック内から提出された要望事項について、提案海区が説明。

当海区からは、継続課題として「遊漁者の組織化と遊漁における資源管理」について提案（次ページ）。提案議題は下記の新規提案も含め全て承認された。

#### [東日本ブロックでの新規提案事項]

##### I 海区漁業調整委員会制度について

- ・海区漁業調整委員のさらなる専門的、技術的知識が必要となることも想定されるため、委員の資質向上を図る研修機会等を設けること。（静岡）

##### IV 沿岸資源の適正な利用について

- ・国の担当者のみ限定されていたVMS航跡情報の確認について、漁業法第128条に基づく漁業監督吏員である都道府県の取締担当者と共に確認できるよう、国と都道府県が連携して漁業取締を行える体制の構築を求める。（東京）
- ・マサバ太平洋系群に関する新たな資源管理について、令和6年1月19日に国立研究開発法人水産研究・教育機構が示した「我が国周辺水産資源に関する評価結果」と比較して、たった1年で資源評価結果が大きく変わったことに対する納得ができる説明を行うこと。また、急激かつ大幅に漁獲量が変更され、漁業者を混乱させるようなことがないように、管理の継続性等にも十分配慮を行うこと。（神奈川）

### ○第2号議案

次期開催海区について

令和8年度東日本ブロック会議は、北海道連合海区で開催することが承認された。

### ○その他

特になし

### ○講演

題目「海区漁業調整委員会の権限と役割」

水産庁資源管理部管理調整課土方課長補佐より、海区漁業調整委員会についての設置の根拠や委員の構成、委員会指示等の権限や漁業権設定時における役割等を内容とする講演があった。

(2) 福島海区 (継続：経緯変更)

令和 8 年度要望	参考 (令和 7 年度要望)
<p><b>要望</b></p> <p>遊漁者の組織化と遊漁における資源管理について</p>	<p><b>要望</b></p> <p>遊漁者の組織化と遊漁における資源管理について</p>
<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>本県の漁業者は、厳しい漁業規制や資源管理に基づき操業を行っており、さらに自主的なサイズ規制や数量規制、人工礁等の保護区設定等を行い、資源の持続的利用に取り組んでいる。</p> <p>一方、遊漁船やプレジャーボート等の遊漁者については、自由に採捕しているのが現状で、また近年は SNS などの情報の発達したこともあり、<u>県域を越えての遊漁船や遊漁者も多く、地元漁業者からの反発の声が高まっておりトラブルに発展することが危惧されている。</u></p> <p><u>それら遊漁船やプレジャーボート等の遊漁者はほとんどが組織化されておらず、漁業者が取り組んでいる資源管理等について協力要請するにも周知が困難な状況にある。</u></p> <p>本要望については、多くの都道府県が抱えている課題であり、また、解決には時間を要することが想定されることから、継続要望としたい。</p>	<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>本県の漁業者は、厳しい漁業規制や資源管理に基づき操業を行っており、さらに自主的なサイズ規制や数量規制、人工礁等の保護区設定等を行い、資源の持続的利用に取り組んでいる。</p> <p>一方、遊漁船やプレジャーボート等の遊漁者については、自由に採捕しているのが現状であり、<u>漁業者が取り組んでいる資源管理等について協力要請するにも、ほとんどが組織化されておらず、周知する方法に苦慮している。</u></p> <p><u>また、近年は、SNS などの情報が発達したこともあり、県域を越えての遊漁船や遊漁者も多く、地元漁業者からの反発の声が高まっており、トラブルに発展することが危惧されている。</u></p> <p>本要望については、多くの都道府県が抱えている課題であり、また、解決には時間を要することが想定されることから、継続要望としたい。</p>
<p><b>要望内容</b></p> <p>遊漁船やプレジャーボート、遊漁者の組織化を国が中心となり進めていただきたい。また、都道府県を超えて活動する遊漁の特性を踏まえ、遊漁に関する全国的な資源管理のルール導入をお願いしたい(資源状況に応じた持ち帰り可能なサイズ、数量等の制限)。</p>	<p><b>要望内容</b></p> <p>遊漁船やプレジャーボート、遊漁者の組織化を国が中心となり進めていただきたい。また、都道府県を超えて活動する遊漁の特性を踏まえ、遊漁に関する全国的な資源管理のルール導入をお願いしたい(資源状況に応じた持ち帰り可能なサイズ、数量等の制限)。</p>

太平洋広域漁業調整委員会太平洋北部会及び太平洋広域漁業調整委員会の結果について

(1) 太平洋広域漁業調整委員会太平洋北部会

## 太平洋広域漁業調整委員会 第33回太平洋北部会

### 議 事 次 第

日 時：令和7年11月4日（火） 13：00～

場 所：ベルサール八重洲 3階 Room2+3（web開催）

（東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル  
2・3F）

1. 開 会

2. 挨拶等

3. 議 題

（1）委員の改選に伴う対応について

部会長職務代理者の互選について

（2）広域魚種の資源管理について

① 太平洋北部沖合性カレイ類の資源状況について

② 太平洋北部沖合性カレイ類の広域資源管理の取組について

（3）その他

4. 閉 会

## 太平洋広域漁業調整委員会太平洋北部会 委員名簿

任 期：4年 大臣選任委員：2022年 6月1日～2026年5月31日

都道県互選委員：2025年10月1日～2029年9月30日

区分	氏名	現職	
道県互選	北海道	阿部 国雄 <small>アベ クニオ</small>	渡島海区漁業調整委員会 委員
	青森県	南谷 雅人 <small>ミナミヤ マサト</small>	青森県東部海区漁業調整委員会委員
	岩手県	亘理 榮好 <small>ワケリ マサヨシ</small>	岩手海区漁業調整委員会会長
	宮城県	尾定 誠 <small>オノサダ マコト</small>	宮城海区漁業調整委員会会長
	福島県	鈴木 哲二 <small>スズキ テツジ</small>	福島海区漁業調整委員会会長代理
	茨城県	清水 信宏 <small>シメズ シノヒロ</small>	茨城海区漁業調整委員会会長
大臣選任	漁業者代表	野崎 太 <small>ノザキ タイ</small>	株式会社酢屋商店 代表取締役
		鈴木 宏彰 <small>スズキ ヒロアキ</small>	有限会社福栄丸漁業 代表取締役社長
		長島 孝好 <small>ナガシマ タカヨシ</small>	大師丸漁業株式会社 代表取締役
		小坂田 浩嗣 <small>コサカダ ヒロツグ</small>	昭和漁業株式会社 代表取締役社長
		小玉 祐樹 <small>コダマ ユキ</small>	有限会社小玉漁業 代表取締役
	学識経験	蘭 いずみ <small>ラン</small>	学校法人東海大学 人文学部 教授
		北門 利英 <small>キタカド トシヒデ</small> ▲	国立大学法人東京海洋大学 教授
		花岡 和佳男 <small>ハナオカ ワカオ</small>	株式会社シーフードレガシー 代表取締役社長

※ ▲は部会長、■は部会長職務代理者



# サメガレイ (太平洋北部) ①

資料 1

サメガレイは北海道および東北地方の太平洋岸沖に広く生息し、本評価群はこのうち青森県から千葉県沖に分布する群である。



図1 分布域

水深150~1,000mの砂泥底に分布する。主に沖合底びき網漁業（以下、「沖底」）によって青森県から茨城県沖で漁獲され、千葉県沖でも漁獲されることがある。

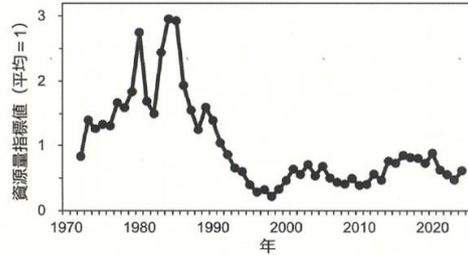


図3 資源量指標値の推移

水深の他、操業月や海域の影響を除去（標準化）した金華山海区以南の沖底の1網当たりの漁獲量（標準化CPUE）を算出し、全期間の平均値が1になるように規格化したものを資源量指標値として採用した。

資源量指標値は1973~1990年は平均値比1.2以上で推移していたが、1992年以降は平均値以下となった。2011年以降は回復がみられたものの、2024年は前年より増加して0.61であった。

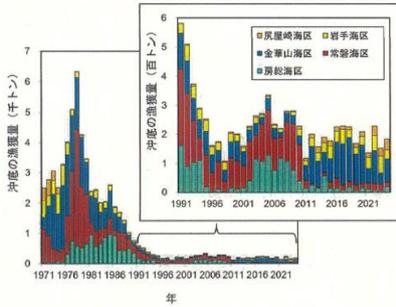


図2 漁獲量の推移

沖底の漁獲量は1978年の6,329トンピークに1998年には108トンまで減少した。その後は160~335トンの間で推移していたが、2011年以降は118~228トンとやや減少し、2024年は前年より増加して183トンであった。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

# サメガレイ (太平洋北部) ②

本評価群で使用可能なデータは漁獲量と資源量指標値である。したがって「令和7（2025）年度 漁獲管理規則およびABC算定の基本方針」の2系規則を適用する。

--- 限界管理基準値（限界水準）案 --- 目標管理基準値（目標水準）案

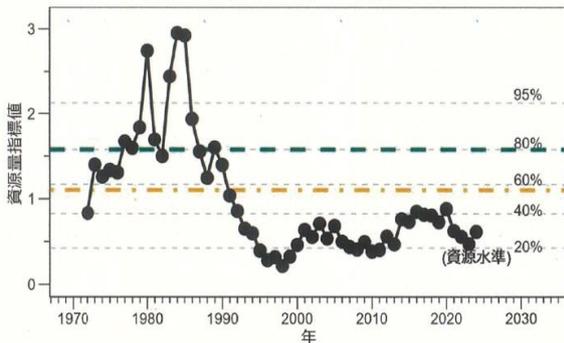


図4 資源水準および管理基準値案

標準化CPUEを資源量指標値（黒線）とし、資源水準に基づいて80.0%水準を目標管理基準値（緑線）、56.0%水準を限界管理基準値（黄線）として提案する。

2024年の資源量指標値（0.61）は28.6%水準に相当するため、限界管理基準値案を下回る。

● 2024年の資源水準

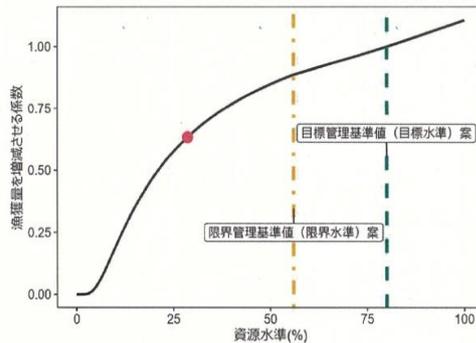


図5 漁獲管理規則案

資源水準に応じて漁獲量を増減させる係数（黒線）を決める漁獲管理規則を提案する。資源水準が目標管理基準値案（緑線）を上回った場合は漁獲量を増やし、下回った場合は削減する。

現状（2024年）の資源水準（28.6%）における漁獲量を増減させる係数（赤丸）は0.63である。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。



# ヤナギムシガレイ (太平洋北部) ①

ヤナギムシガレイは北海道南部以南の日本各地に広く分布し、本評価群はこのうち青森県から千葉県までの太平洋岸に分布する群である。

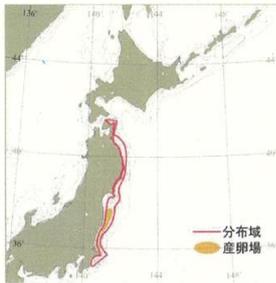


図1 分布域

太平洋岸では北海道噴火湾以南、水深400m以浅の砂泥底に分布し、水深100m前後の海域で1~6月に産卵する。

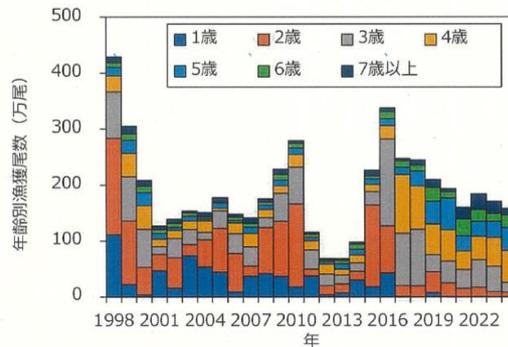


図3 年齢別漁獲尾数

漁獲尾数は2017年以降減少傾向で、2024年は160万尾であった。近年は若齢魚の占める割合が減少し、3歳魚（灰色）以上の漁獲が主体となっている。

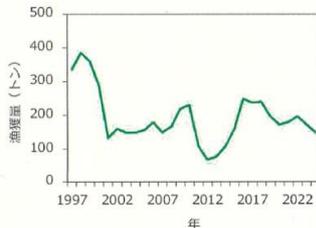


図2 漁獲量の推移

漁獲量は2011、2012年に東日本大震災の影響で減少したが、その後速やかに回復した。2024年は149トンと前年よりやや減少した。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

# ヤナギムシガレイ (太平洋北部) ②

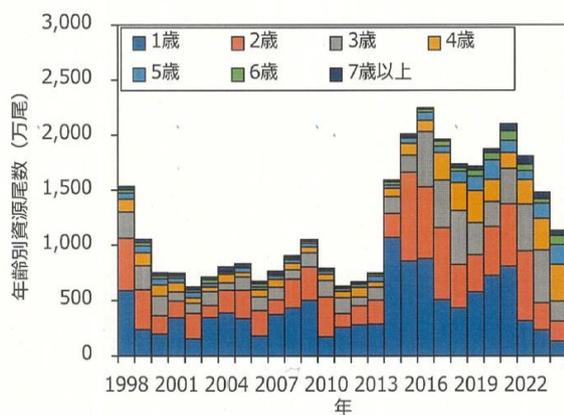


図4 年齢別資源尾数

2013年以前は1歳魚（青）、2歳魚（橙）が中心で、2014~2016年に多くの加入（1歳魚）があったがその後は減少傾向となっている。2017年以降は3歳以上の割合が多く、近年は幅広い年齢で構成されている。

なお、加入量は各年の1歳魚の資源尾数である。

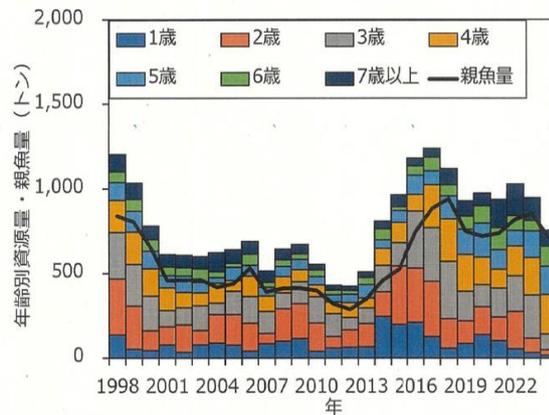


図5 年齢別資源量（棒グラフ）と親魚量（折れ線グラフ）

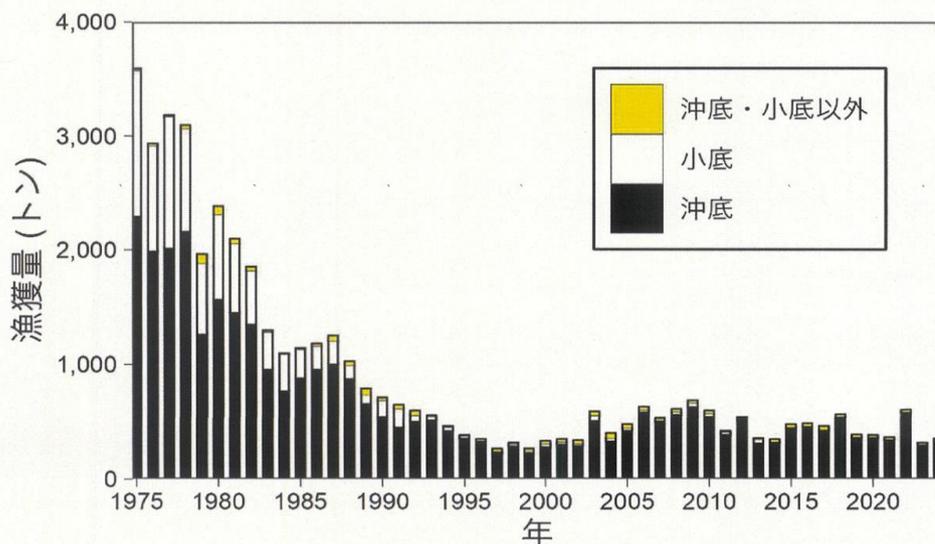
資源量は2014年以降増加し、2017年には1998年以降で最高の1,239トンとなった。その後は減少し、2024年は757トンであった。親魚量も資源量と似た傾向を示したが近年も高い水準を維持しており、2024年は717トンであった。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。



# キチジ太平洋北部 令和7年度資源評価結果

## 漁獲の動向①

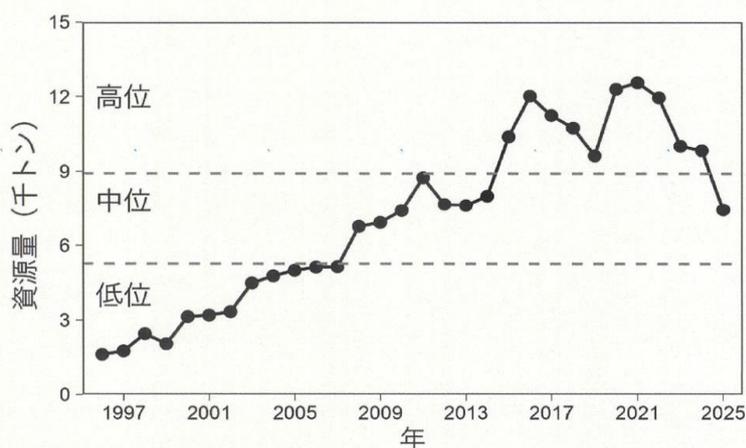


- 2024年の漁獲量：349トン
- 沖合底びき網漁業（沖底）の割合が高い

※小底：小型底びき網漁業

12

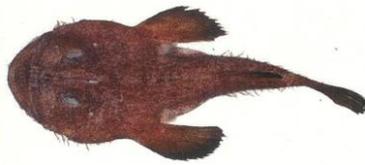
## 資源の動向①



※水準区分 低位／中位：資源量5,262トン、中位／高位：資源量8,912トン  
(1996～2025年の資源量の最小値1,611トンと最大値12,563トンの間を3等分)

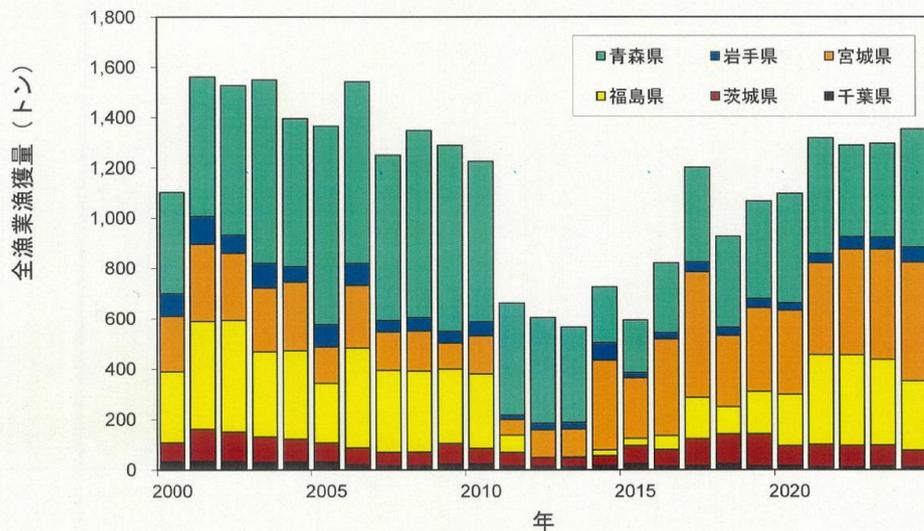
- 資源水準：2025年の資源量は7,443トンで「中位」
- 資源動向：直近5年間（2021～2025年）の資源量の推移から「減少」

15



# キアンコウ太平洋北部 令和7年度資源評価結果

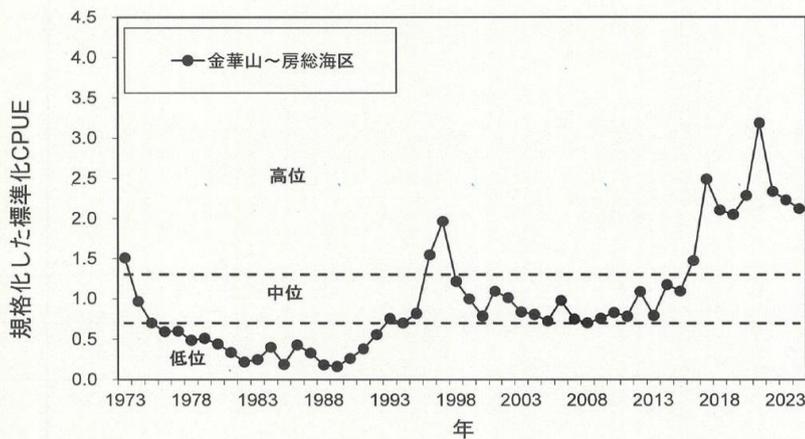
## 漁獲の動向①



- 東日本大震災後、漁獲量(全漁業種合計)は500トン台に減少
- 近年の漁獲量は回復傾向 2024年の漁獲量：1,354トン
- 主漁法は沖合底びき網漁業(沖底)

20

## 資源の動向②

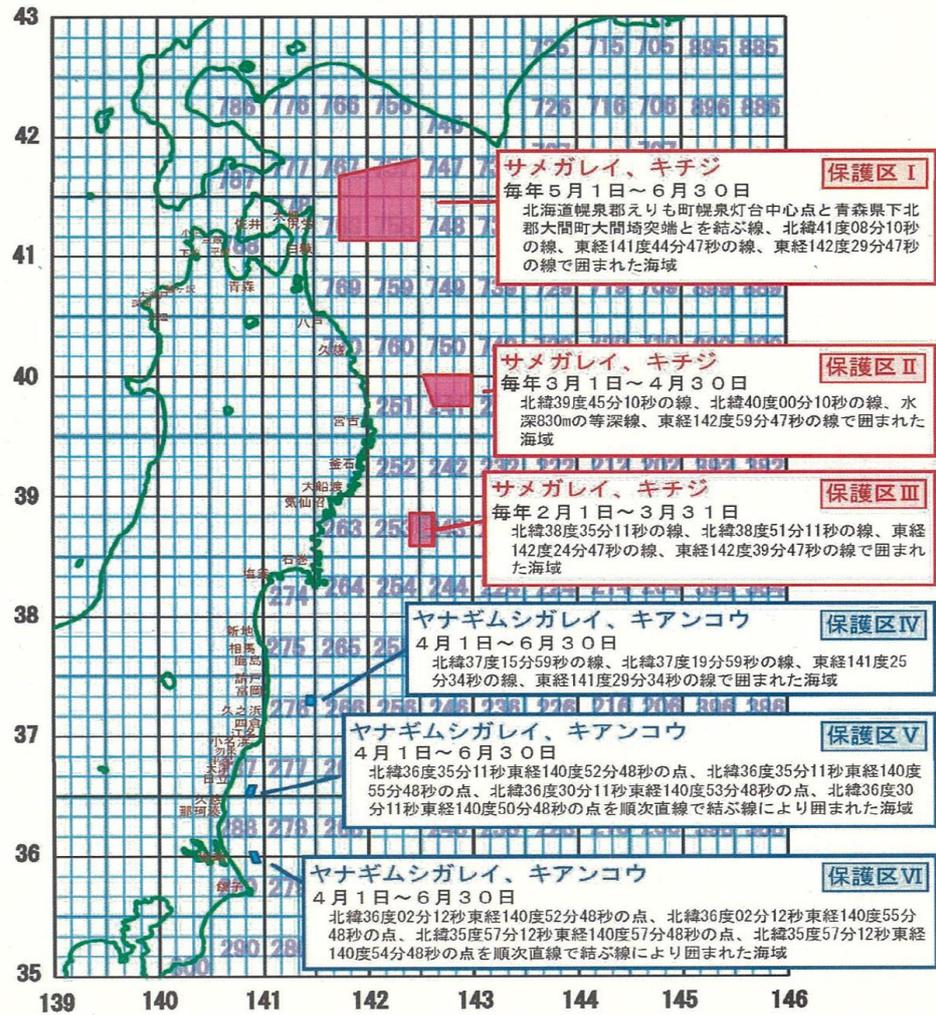


※水準区分 低位/中位：標準化CPUE 0.7、中位/高位：標準化CPUE 1.3  
(平均値が1となるよう規格化した標準化CPUEの値で水準判断)

- 宮城県～千葉県は金華山～房総海区の沖底標準化CPUEで判断
- 資源水準：2024年の標準化CPUEは2.12で「高位」
- 資源動向：直近5年間(2020～2024年)の標準化CPUEの推移から「減少」

21

# (参考) 太平洋北部沖合性カレイ類の保護区的位置図



(2) 太平洋広域漁業調整委員会

## 第 43 回 太平洋広域漁業調整委員会

### 議 事 次 第

日 時：令和 7 年 11 月 4 日（火） 15：00～

場 所：ベルサール八重洲 3 階 Room2+3

（東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル 2・3F）

#### 1 開 会

#### 2 挨 拶

#### 3 議 題

（1）委員の改選に伴う対応について

① 会長職務代理者の互選について

② 部会に属すべき委員の指名について

（2）令和 7 年度のくろまぐろ遊漁に関する管理について

（3）太平洋くろまぐろの遊漁に係る届出制に関する委員会指示及び採捕に関する委員会指示の一部改正について

（4）沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る対応について

（5）広域資源の管理について

（6）その他

① T A C 資源拡大に向けた検討状況について

② 令和 8 年度資源管理関係予算について

③ 広調委の今後の役割等について

④ その他

#### 4 閉 会

# 太平洋広域漁業調整委員会 委員名簿

根拠法令：漁業法（昭和24年法律第267号）

定 員：28人（大臣選任10人、都道県互選18人）

任 期：4年 大臣選任委員（第6期）：2022年6月1日～2026年5月31日

都道県互選委員（第7期）：2025年10月1日～2029年9月30日

区分	氏名	現職	
都道県互選	北海道 阿部 国雄	渡島海区漁業調整委員会 委員	
	青森県 南谷 雅人	青森県東部海区漁業調整委員会委員	
	岩手県 亘理 榮好	岩手海区漁業調整委員会会長	
	宮城県 尾定 誠	宮城海区漁業調整委員会会長	
	福島県 鈴木 哲二	福島海区漁業調整委員会会長代理	
	茨城県 清水 信宏	茨城海区漁業調整委員会会長	
	千葉県 石井 春人	千葉海区漁業調整委員会会長	
	東京都 馬場 治	東京海区漁業調整委員会会長	
	神奈川県 宮川 均	神奈川海区漁業調整委員会副会長	
	静岡県 高田 充朗	静岡海区漁業調整委員会会長	
	愛知県 石井 克也	愛知海区漁業調整委員会委員	
	三重県 矢田 和夫	三重海区漁業調整委員会会長	
	和歌山県 片谷 匡	和歌山海区漁業調整委員会委員	
	徳島県 竹本 晴茂	徳島海区漁業調整委員会委員	
	高知県 木下 清	高知海区漁業調整委員会会長	
	愛媛県	※後日、互選予定	
	大臣選任	大分県 濱田 貴史	大分海区漁業調整委員会委員
宮崎県 成原 淳一		宮崎県海区漁業調整委員会委員	
漁業者代表		野崎 太	株式会社酢屋商店 代表取締役
		鈴木 宏彰	有限会社福栄丸漁業 代表取締役社長
		長島 孝好	大師丸漁業株式会社 代表取締役
		小坂田 浩嗣	昭和漁業株式会社 代表取締役社長
		小玉 祐樹	有限会社小玉漁業 代表取締役
		中田 勝淑	高知かつお漁業協同組合 代表理事組合長
		井上 幸宣	全国かじき等流し網漁業協議会 副会長
学識経験		関 いずみ	学校法人東海大学 人文学部 教授
		北門 利英▲	国立大学法人東京海洋大学 教授
	花岡 和佳男	株式会社シーフードレガシー 代表取締役社長	

※ ▲は会長、■は会長職務代理者

## I. 遊漁によるくろまぐろの管理について

### 釣り（遊漁）に関する規制（ルール）

- 令和3年度から遊漁による採捕に関する規制を導入。
- 令和7年度の採捕（釣り）に関する規制（ルール）は以下のとおり。
  - (1) 小型魚（30kg未満）の採捕禁止。意図せず採捕した場合は直ちに放流。
  - (2) 大型魚（30kg以上）の保持は1人毎月1尾まで。それ以上採捕した場合は直ちに放流。
  - (3) 大型魚（30kg以上）を採捕した場合は、陸揚げした日から1日（翌日）以内に水産庁へ以下の情報を報告。
    - ・採捕者情報：氏名、住所、電話番号、メールアドレス、本人確認書類（運転免許証等の提出）
    - ・採捕したクロマグロ情報：尾数、重量、計量方法、尾さ長（及び写真添付）、陸揚げ日・場所  
採捕海域、遊漁船の船名・登録都道府県・番号（遊漁船以外を利用した場合は船舶番号又は船舶検査済票の番号）
  - (4) 資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定めて採捕を禁止（※）。
    - ※ 採捕禁止の運用について
      - ・年間の採捕数量を60トン程度とし、これを毎月5トン（9月から3トン）で均等配分し、各月の採捕上限として設定。
      - ・各月において報告される採捕数量の積み上がり状況を見て、毎月の採捕上限を超えるおそれがある場合、広域漁業調整委員会が公示した日から当該月の末日までの期間を採捕禁止。
  - (5) 委員会指示の有効期間：2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）



【目的】  
くろまぐろ遊漁の全体像を把握するため

### New! 令和8年4月1日から 届出制の導入

- 届出の種類は3つ。
  - ① 釣り人（遊漁者）
  - ② 遊漁船業者
  - ③ プレジャーボート等の遊漁船以外の船舶を運航する人

1

## II. 令和7年度における採捕状況について（4月～10月）

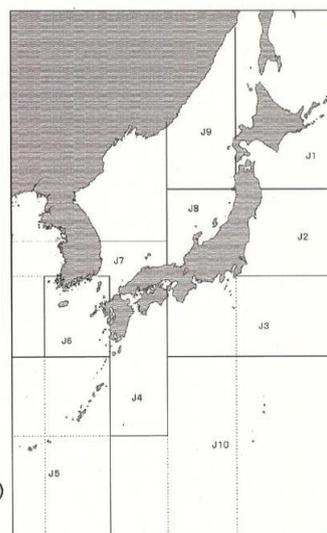
- 令和7年度は、毎月5トンで管理を行うこととしたところ。
- 6月及び7月において、予想以上に採捕数量が積み上がり、8月時点で採捕数量は38.8トン。
- 今年度、採捕数量は60トン内で管理する必要。



- ・ 9月以降の管理方法を検討するため、「くろまぐろ遊漁専門部会」を開催。
- ・ 専門部会における議論の結果、令和7年9月から令和8年3月までの遊漁におけるくろまぐろ（大型魚）の採捕については、各月の採捕上限を3.0トンとすることが決定

### 【4月から10月までの採捕実績】

時期	4月	5月	6月	7月	8月
採捕上限	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン
採捕数量	6.2トン	4.4トン	12.6トン	12.8トン	2.8トン
採捕禁止期間	4月9日～ 4月30日	5月14日～ 5月31日	6月5日～ 6月30日	7月4日～ 7月31日	8月4日～ 8月31日
主な採捕海域	J3海域		J6、J7、J8海域		J1、J8海域
時期	9月	10月			
採捕上限	3トン	3トン			
採捕数量	0.8トン	0.7トン			
採捕禁止期間	—	—			
主な採捕海域	J1海域	J1海域	令和7年10月27日（月）時点までの採捕実績：40.3トン		



海域図

2

1. 超過分について

○ 令和6年度までは、総採捕数量40トンを超えた場合は、超過した数量を翌年の総採捕数量から差し引いて管理している。

（例）令和4年度の総採捕数量：42.6トン  
 令和5年度の総採捕数量：37.4トン（40トン-2.6トン（令和4年度超過分））



今後同様に、**総採捕数量を超過した場合は、超過した数量を翌年の総採捕数量から0.1トン単位で差し引く**こととする。

2. 未利用分について

○ 漁業においては、前管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当初に配分された漁獲可能量の10%を上限に、翌管理年度に繰り越すことができる。



漁業と同様に、**未利用分が発生した場合には、当初の総採捕数量の10%を上限に翌管理年度に0.1トン単位で繰り越す**こととする。

（例1）令和7年度の総採捕数量が54.1トンだった場合（未利用分5.9トン）  
 令和8年度の総採捕数量は60トン+5.9トン（令和7年度の未利用分）  
 （例2）令和7年度の総採捕数量が50.0トンだった場合（未利用分10.0トン）  
 令和8年度の総採捕数量は60トン+6.0トン（令和7年度の未利用分のうち繰り越し可能な数量）

Ⅳ. 委員会指示違反への対応について

○ 水産庁は、疑義情報等から、関係都道府県等と連携して調査等を行い、委員会指示違反の事案に対処しているところ。

○ 現時点で、計12件の裏付け命令を発出。

違反時期	違反海域	使用船舶	違反内容
令和7年4月	福島県いわき市中之作港沖	PB	小型魚を採捕
令和7年6月	京都府経ヶ岬沖	PB	採捕禁止期間中の大型魚の採捕
		PB	小型魚の採捕
	富山県魚津沖	PB	採捕禁止期間中の大型魚の採捕
		PB	・小型魚の採捕 ・採捕禁止期間中の大型魚の採捕
		PB	・小型魚の採捕 ・大型魚の保持数制限 ・採捕禁止期間中の大型魚の採捕
	新潟県新潟港（東港区）沖	PB	小型魚の採捕
石川県小木港南方沖	遊漁船	小型魚の採捕	
令和7年7月	新潟県佐渡島東方沖	PB	採捕禁止期間中の大型魚の採捕
	長崎県壱岐島北西海域	遊漁船	採捕未報告
令和7年8月	北海道ウトロ港沖	遊漁船	採捕報告期限の超過
	島根県浜田港沖	遊漁船	採捕報告期限の超過

※ 令和6年度の裏付け命令発出実績：計11件

※ 令和7年10月24日（金）時点

## 太平洋広域漁業調整委員会指示第 51 号（案）の概要

## 1. 届出

## (1) 遊漁者

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間中（以下「管理期間」という。）において、くろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする遊漁者は、以下の内容について、当該期間において最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕をしようとする日の 1 営業日前までに委員会に届け出なければならない。

ア 氏名、住所、電話番号及びメールアドレス

イ その他委員会会長が必要と認めて別に定める事項

## (2) 遊漁船業者

管理期間中において、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする遊漁船業者は、使用する船舶ごとに、以下の内容について、令和 8 年 1 月 1 日から同年 3 月 20 日までに委員会に届け出なければならない。

ア 氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号及びメールアドレス

イ 船名

ウ 遊漁船登録番号

エ 入出港しようとする場所

オ その他委員会会長が別に定める事項

※ 委員会会長が別に定める要件に適合する者にあつては、管理期間中に最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする日の属する月の前月十日までに委員会に届け出なければならない。

## (3) 遊漁船以外の船舶を運航する者

管理期間中において、遊漁船以外の船舶を運航してくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする者又は自ら漁場に赴こうとする者は、使用する船舶ごとに、以下の内容について、令和 8 年 1 月 1 日から同年 3 月 20 日までに委員会に届け出なければならない。

ア 氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号及びメールアドレス

イ 船名

ウ 船舶番号又は船舶検査済票の番号

エ 入出港しようとする場所

オ その他委員会会長が別に定める事項

※ 委員会会長が別に定める要件に適合する者にあつては、管理期間中に最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内し、又は自ら漁場に赴こうとする日の属する月の前月十日までに委員会に届け出なければならない。

## (4) 届出事項の変更

(1) から (3) までの規定による届出をした者は、届出した事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の届出をしなければならない。

## (5) 届出番号の交付

委員会は、(1) から (3) までの届出を受け付けた際には、その届出者に届出番号を遅滞なく交付する。

## 2. 指示の有効期間

令和 8 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

## 太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号の一部改正について

当委員会では、遊漁者による太平洋くろまぐろの採捕の管理を行うため、太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号（以下「指示第 49 号」という。）を発出して、遊漁による太平洋くろまぐろの採捕の管理を実施してきたところであるが、次の理由により、当該指示第 49 号を一部改正する指示として、資料 3-2 の（案）により太平洋広域漁業調整委員会指示第 52 号を発出するとともに、資料 3-4 の（案）により指示第 49 号の 6 に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領及び資料 3-6 の（案）により指示第 49 号の 6 に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針の一部改正を行う。

## 1. 改正内容及び理由

## (1) 指示第 49 号の 4 の(1)に定める報告内容

太平洋広域漁業調整委員会指示第 51 号（以下「指示第 51 号」という。）に基づき、遊漁者は、遊漁により太平洋くろまぐろを採捕しようとする際には、届出を行わなければならない、届出を行わず太平洋くろまぐろを採捕した場合は、指示第 51 号違反として裏付命令を発出することとしている。

指示第 49 号の 4 の(1)に基づき報告を行った採捕者が指示第 51 号の 2 の 1 に基づく届出者であることを確認するため、指示第 49 号の 4 の(1)に定める報告事項に、「届出番号」を新設する。

## (2) 指示第 49 号の項目番号の修正

太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号の項目番号を修正する。

## 2. 施行日

令和 8 年 4 月 1 日とする。

# 広調委の承認制について（沿岸くろまぐろ漁業）①

これまで

自由漁業（曳き縄漁業等）に届出制を導入  
漁獲実績報告の義務化  
（平成23年4月から順次実施）

沿岸くろまぐろ漁業の実態把握

（漁獲量、漁法、水揚げ場所、操業海域、トン数階層等）

日本海・九州西広域漁業調整委員会

広域漁業調整委員会の  
海域区分

太平洋広域漁業  
調整委員会

瀬戸内海広域漁業調整委員会

沿岸くろまぐろ漁業の管理体制の強化

平成26年4月1日以降

- 届出制から承認制へ移行  
広域漁業調整委員会の指示  
に基づき隻数制限を導入
  - 平成27年1月 更新1回目
  - 平成29年1月 更新2回目
  - 平成30年7月 更新3回目
  - 令和2年7月 期間延長
  - 令和3年4月 更新4回目
  - 令和5年4月 更新5回目
  - 令和7年4月 更新6回目
- 増枠を踏まえ、漁獲機会の付与が可能な場合に限り新規承認を发出

都道府県	H27.1	H30.1	H30.7	R3.4	R5.4	R7.4		H27.1	H30.1	H30.7	R3.4	R5.4	R7.4		H27.1	H30.1	H30.7	R3.4	R5.4	R7.4	
北海道	969	863	844	835	832	1,895	石川県	1,027	985	298	289	289	276	山口県	1,816	1,647	1,119	1,059	965	922	
青森県	2,068	1,938	1,723	1,641	1,618	2,155	福井県	304	282	268	250	240	244	徳島県	492	476	417	417	417	476	
岩手県	119	99	0	8	10	22	静岡県	1,025	1,011	957	944	938	999	香川県	0	0	0	0	0	0	
宮城県	33	31	9	21	21	41	愛知県	1	1	1	1	0	0	愛媛県	90	90	36	36	33	41	
秋田県	175	174	131	131	131	184	三重県	1,077	990	877	838	805	798	高知県	2,849	2,692	2,142	1,802	1,715	1894	
山形県	150	150	142	139	138	137	京都府	264	264	264	247	245	255	福岡県	668	556	534	521	515	507	
福島県	719	714	703	627	435	444	大阪府	11	11	6	6	6	6	佐賀県	46	45	45	45	45	101	
茨城県	387	347	314	296	291	292	兵庫県	253	251	248	248	249	553	長崎県	2,503	2,503	2,457	2,455	2,453	2554	
千葉県	580	545	445	445	445	451	和歌山県	1,887	1,733	1,207	1,191	1,179	1,357	熊本県	134	114	59	59	59	63	
東京都	526	515	444	431	418	420	鳥取県	851	580	56	56	56	227	大分県	146	139	28	21	21	184	
神奈川県	323	297	277	265	259	278	島根県	1,054	1,002	960	957	957	1,015	宮崎県	669	568	597	568	548	546	
新潟県	188	164	57	57	57	209	岡山県	0	0	0	0	0	0	鹿児島県	519	467	335	332	318	382	
富山県	270	262	172	170	170	192	広島県	1	1	1	0	0	0	沖縄県	4	4	4	1	1	1	
合計	24,086	22,511	18,147	17,408	16,878	19,661															

※対象漁業、提出書類は基本的に届出制と同様【法的根拠：漁業法（広域漁業調整委員会指示）】

# 広調委の承認制について（沿岸くろまぐろ漁業）②

沿岸くろまぐろ漁業の承認の一斉更新の結果について（令和7年4月時点）

都道府県	広域漁業調整委員会			合計	都道府県	広域漁業調整委員会			合計	都道府県	広域漁業調整委員会			合計
	日本海・九州西	太平洋	瀬戸内海			日本海・九州西	太平洋	瀬戸内海			日本海・九州西	太平洋	瀬戸内海	
北海道	424	1,271		1,695	石川県	276			276	山口県	922			922
青森県	1,023	1,132		2,155	福井県	244			244	徳島県	9	356	111	476
岩手県		22		22	静岡県		999		999	香川県				0
宮城県		41		41	愛知県				0	愛媛県		41		41
秋田県	164			164	三重県		798		798	高知県	105	1,589		1,694
山形県	137			137	京都府	255			255	福岡県	507			507
福島県		444		444	大阪府			6	6	佐賀県	101			101
茨城県		292		292	兵庫県	250	2	301	553	長崎県	2,554			2,554
千葉県		451		451	和歌山県	66	756	535	1,357	熊本県	63			63
東京都		420		420	鳥取県	227			227	大分県	25	139		164
神奈川県		278		278	島根県	1,015			1,015	宮崎県	53	493		546
新潟県					岡山県				0	鹿児島県	359	3		362
富山県	192			192	広島県				0	沖縄県		1		1
合計											9,179	9,529	953	19,661

一斉更新後の各広域漁業調整委員会管轄別の沿岸くろまぐろ漁業承認数（令和7年4月時点）は以下のとおり

- ・日本海・九州西広域漁業調整委員会 : 9,179
- ・太平洋広域漁業調整委員会 : 9,529
- ・瀬戸内海広域漁業調整委員会 : 953

複数都道府県をまたがる海域を回遊する資源の管理の取組状況  
(令和7年11月現在)

1	スケトウダラ日本海北部系群	関係する委員会等 日本海・九州西委 日本海北部会
2	太平洋北部沖合性カレイ類	太平洋委 北部会
3	マサバ太平洋系群	太平洋委
4	太平洋南部キンメダイ	太平洋委 南部会
5	伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種 (トラフグ、マアナゴ、シャコ)	太平洋委 南部会
6	伊勢湾・三河湾イカナゴ	太平洋委 南部会
7	サワラ瀬戸内海系群	瀬戸内委
8	カタクチイワシ瀬戸内海系群 (燧灘)	瀬戸内委
9	日本海北部マガレイ、ハタハタ	日本海・九州西委 日本海北部会
10	トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群	日本海・九州西委、瀬戸内委
11	日本海沖合ベニズワイガニ	日本海・九州西委
12	日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マイワシ	日本海・九州西委
13	日本海西部アカガレイ、ズワイガニ	日本海・九州西委 日本海西部会
14	有明海ガザミ	日本海・九州西委 九州西部会
15	九州・山口北西海域トラフグ	日本海・九州西委 九州西部会
16	南西諸島海域マチ類	日本海・九州西委 九州西部会
17	太平洋クロマグロ	日本海・九州西委 太平洋委、瀬戸内委

水産資源ごとの検討状況（令和7年10月現在）

水産資源	資源管理手法		スローワークホリダール会合				備考
	検討部会		第1回	第2回	第3回	第4回	
カクチイワシ太平洋系群	令和3年11月29日	令和4年3月28日	令和5年3月7日	令和5年9月22日	令和6年4月24日	令和7年1月からTAC管理開始	
カクチイワシ対馬暖流系群	令和3年12月14日	令和4年3月3日	令和5年2月15,16日			令和6年1月からTAC管理開始	
カクチイワシ瀬戸内海系群	令和4年11月21日	令和5年5月30日	令和5年12月15日	令和6年5月28日		令和7年1月からTAC管理開始	
ブリ	令和4年7月11日	令和5年10月11日	令和6年3月19日			令和7年4月からTAC管理開始	
ウルメイワシ対馬暖流系群	令和3年12月14日	令和4年3月3日	令和5年2月15,16日			令和6年1月からTAC管理開始	
ウルメイワシ太平洋系群	令和3年11月29日	令和4年3月28日	今後開催				
マダラ本州太平洋北部系群	令和4年3月17日	令和5年3月23日	令和5年8月7日			令和6年7月からTAC管理開始	
マダラ本州日本海北部系群	令和4年2月25日	令和5年3月9日	令和5年7月4日			令和6年7月からTAC管理開始	
マダラ北海道太平洋	令和5年3月3日	令和6年1月19日	令和6年3月15日			令和6年7月からTAC管理開始	
マダラ北海道日本海	令和5年3月3日	令和6年1月19日	令和6年3月15日			令和6年7月からTAC管理開始	
ソウハチ日本海西部系群	令和4年2月25日	今後開催					
ムシガレイ日本海西部系群	令和4年2月25日	今後開催					
ヤナギムシガレイ太平洋北部	令和4年3月17日	今後開催					
サメガレイ太平洋北部	令和4年3月17日	今後開催					
アカガレイ日本海系群	令和5年5月22日	今後開催					
ソウハチ北海道北部系群	令和5年8月7日	今後開催					
マガレイ北海道北部系群	令和5年8月7日	今後開催					
ホッケ道北系群	今後開催						
マルアジ日本海西・東シナ海系群	令和4年12月20日	今後開催					
ムロアジ類東シナ海	令和4年12月20日	今後開催					
サワラ瀬戸内海系群	令和5年6月12日	今後開催					
サワラ日本海・東シナ海系群	令和5年7月21日	今後開催					
イカナゴ瀬戸内海東部系群	令和5年5月22日	今後開催					
マガイ瀬戸内海中・西部系群	令和4年4月21日	今後開催					
マガイ日本海西部・東シナ海系群	令和4年4月21日	令和5年5月16日	令和6年3月5日			令和7年1月からTAC管理開始	
マガイ瀬戸内海東部系群	令和5年6月12日	今後開催					
ハズワイガニ日本海系群（知事許可水域）	令和5年5月22日	令和7年1月20日	令和7年3月24日			令和7年9月からTAC管理開始	
ハズワイガニ日本海系群（大臣許可水域）		令和7年2月12日	令和7年3月19日			令和7年9月からTAC管理開始	
ヒラメ瀬戸内海系群	令和4年2月8日	今後開催					
ヒラメ太平洋北部系群	令和5年4月24日	今後開催					
ヒラメ日本海北部系群	令和5年3月17日	今後開催					
ヒラメ日本海中西部・東シナ海系群	令和5年3月17日	今後開催					
トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群	令和5年7月21日	令和7年7月29日	今後開催				
トラフグ伊勢・三河湾系群	令和5年7月21日	今後開催					
キンメダイ太平洋系群	令和4年12月20日	今後開催					
ニギス日本海系群	令和4年2月25日	今後開催					